

## 中泊町モビリティ人材育成事業支援業務委託 仕様書

本仕様書は、中泊町モビリティ人材育成事業支援業務委託（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

### 1. 業務名称

中泊町モビリティ人材育成事業支援業務

### 2. 業務目的

中泊町（以下、「本町」という。）では自家用車依存により公共交通の赤字が常態化し、自治体負担が増大している。また、小泊地区から五所川原市やつがる市への通学・通院といった行政境界を跨ぐ移動需要は高いが、町内完結型のデマンド運行では長距離走行による非効率が見込まれる。津軽鉄道、弘南バス、地元タクシーを統合した広域的な再編が急務であるが、エビデンスに基づき関係者間の利害を調整できる人材や体制が不足している。

本事業は、本町及び広域路線生活圏に点在する交通弱者が抱える課題を関係自治体と連携した「モビリティ人材育成プログラム」の実施により、持続可能な広域交通網を構築することを目的とする。本業務を通じて当該エリアの課題等を見つけ、公共交通に関する知見を得た人材が対策を検討することで、持続可能な公共交通網の構築につなげていく。

### 3. 業務期間

契約締結の日から令和9年2月12日まで

### 4. 業務対象範囲

本町全域と五所川原市、つがる市の一部

### 5. 業務内容

#### （1）ターゲット特化型住民アンケートの実施・分析

対象エリアにおける「移動の困りごと」を定量化するため、以下の通り調査を実施すること。

調査対象：小学校1年生以上高校生以下（6-18歳）および高齢者（80歳以上）を中心とした住民。

サンプリング：五所川原市、つがる市、本町の3自治体において、統計的に有意な目標回収数を設定し配布を行うこと。

分析項目：外出頻度、日常の移動手段、目的地、移動時の課題、デマンド交通への利用意向等。

アウトプット：自治体別・属性別のクロス集計を含む調査分析レポート。

#### （2）既存公共交通および地域特性の分析

津軽鉄道、弘南バス、既存デマンド交通、タクシー券等の利用実績データを収集・

分析し、停留所や時間帯ごとの利用回数を集計し、GIS 上に各乗降状況を可視化し、需要と供給のミスマッチ（空白地帯や接続不備）を特定すること。

分析結果を地図情報と重ね合わせ、ワークショップ等で活用可能な視覚的資料を作成すること。

- (3) MaaS (Mobility as a Service) による社会課題解決に係る知見・ノウハウの共有  
地方自治体への自社の MaaS の導入実績をもとに得られた知見やノウハウ、優良事例を講義・ワークショップに組み込み、MaaS を活用した課題解決の可能性について学び、考えられる講義・ワークショップのコンテンツも作成すること。

- (4) モビリティ人材育成事業の運営支援

講義やワークショップの企画、コンテンツ作成、進行およびファシリテーション、実施内容および結果をとりまとめた報告書の作成を行うこと。

関係者（行政担当者、交通事業者、地域代表者等）の主体的な参画を促し、合意形成を推進するプログラムを実施すること。

・DAY① 課題抽出：住民アンケートおよび既存交通分析の結果を共有し、具体的・個別的な移動障壁を参加者間で共有する。参加者から出た意見に対して取りまとめを実施し、地域における交通課題の整理をする。

・DAY② 施策案の検討：ターゲット（高校生・高齢者）に最適化した運行ルート、ダイヤ、接続拠点（ハブ）の方向性と具現化案を策定する。ワークショップ中に検討された施策案について、ほかの公共交通との位置づけや各ステークホルダー観点でのメリット・デメリットを整理する。

・DAY③ 計画案の作成：広域連携を含む再編設計案を確定させ、社会実装に向けた役割分担を整理し、ステークホルダー間の合意形成を図る。

- (5) プロジェクトマネジメント

本業務の業務進捗管理を行う。

受託者は本業務を適切かつ円滑に実施するため、発注者と綿密な連絡調整を行うこととし、協議内容は都度受託者が記録し、相互確認の上、保管するものとする。

また、講義・ワークショップの開催通知等の事務、スケジュール調整については、本町が主導して行い、必要に応じて受託者と協議の上、決定する。

## 6. 人材育成の内容・手法

本業務では、近隣市町における広域的な視点も踏まえた、「本町の地域性に応じた持続可能な地域公共交通の構築」をテーマに、「講義」「ワークショップ」の2つで推進する。課題抽出、施策案の検討、計画案の作成の3ステップで、講義によるインプット、ワークショップによる議論、取りまとめ、合意形成を行うことで、本業務における受講者・育成対象者のプロセス理解醸成と場づくりを実施する。

こうした過程を通じ、本町の公共交通の現状と課題の把握、課題に対するモビリティを活用した施策の検討、財源確保の手法等を学び、本町の地域性に応じた持続可能な地域公共交通の構築およびモビリティが町民の生活を支える MaaS 社会の実現のために必要な知識と課題解決へのコーディネート能力を備えた人材を育成する。

## 7. その他の提案

本仕様書は、事業を実施するにあたり必要最低限考えている事項を記載したものであり、受託者は事業の目的と目指す姿等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に行うこと。

また、令和7年度に項番5(1)～(5)のいずれかと同様の業務実施実績が複数あり、青森県内での先進モビリティ（オンデマンド交通、公共ライドシェアなど）の導入事例があり、現時点で継続して運行している業務の履行実績があること。

## 8. 個人情報の保護

受託者は、個人情報保護条例等関係法令を遵守した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し、業務を進めなければならない。個人情報の取扱いにあたり、PマークやISOなどのセキュリティ規格に準拠すること。

## 9. 成果品

本業務の成果品は、次のとおり納品し、成果品の権利は本町に帰属する。なお、本町が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。

- ① 住民アンケート調査結果を踏まえたレポート
  - ② 既存交通実績分析レポート
  - ③ モビリティ人材育成ワークショップ実施報告書（投影資料含む）
  - ④ 地域属性・アンケート分析報告書（地域公共交通計画アップデートガイダンスに準ずるデーター式）
  - ⑤ 業務報告書一式
- 以上全成果品の電子データ

## 10. その他

- (1) 本業務の成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）は、汎用的な利用が可能なものおよび受託者が従前から権利を保有しているものを除き、町および受託者の共有とすること
- (2) 本業務の全てを第三者に委託し、または請け負わせないこと。なお、第三者に委託する場合、当該第三者にも秘密保持の義務を負わせること
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、委託者および受託者双方で協議の上、決定すること
- (4) 地方自治法を遵守すること